

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度  
 法人名 ( )

別表十一の二 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期繰入額	1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
繰入限度額の計算	2		(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10	
貸倒実績率	3		前合貸倒れには前3年内当該事業年度(設立又は連結事業年度)の損失の額等(貸倒れによる損失の額等)の合計額	11	
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	4	円	令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	12	
法定の繰入率	5	1,000	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	13	
繰入限度額 (2) × (3) 又は (4) × (5)	6	円	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	14	
公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6) × $\frac{102、104又は106}{100}$	7		益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	15	
繰入限度超過額 (1) - ((6) 又は (7))	8		貸倒れによる損失の額等の合計額 (11) + (12) + (13) - (14)	16	
			(15) × $\frac{12}{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}$	17	
			貸倒実績率 $\frac{(16)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上の貸倒れ及びみなされる額等	個別評価の対価非対象となった額及び移転する額	法第52条第1項第3号に該当する令第96条各号の債権の額	連結完全支配関係法人に對する掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (18) + (19) - (20) - (21) - (22) - (23)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (24) - (25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権からの控除割合 $\frac{(28)}{(27)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	29	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28		実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30	円